

ご利用ください!

名古屋市住民票の写し等の交付に係る

本人通知等制度

戸籍などの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止、抑止するため、代理人や第三者へ証明書を交付した場合に、**事前に登録した方へ**、その事実の通知・証明を行います。

◎対象となる証明書

- ・本籍（国籍・地域）入りの住民票の写し
- ・戸籍全部（個人・一部）事項証明書
- ・戸籍の附票ふひょうの写し など

◎登録できる方

- ・本市の住民基本台帳に記録されている方又は記録されていた方
- ・本市の戸籍簿・除籍簿に記録又は記載されている方

【制度の流れ】

① お住まいの区の区役所市民課で、登録の申請をしてください。

(支所のある区は、支所区民生活課でも申請できます。)

★市外にお住まいの方は、戸籍のある区役所市民課又は支所区民生活課で申請をしてください。

- 必要なもの： 本人確認書類
(代理人による場合は、委任状と委任者の本人確認書類なども必要です。)
- 登録事項： 氏名、現住所、通知を希望する戸籍の本籍地番・住民票の住所 など



② 代理人又は第三者(国又は地方公共団体の機関を除く)へ証明書を交付した場合は、登録者へ「交付通知書」を送付します。

任意申請

③ 登録者のご希望により「交付事実証明書」を発行します。

★申請期間は「交付通知書」を受けた日から60日以内です。

- 証明書交付申請時に必要なもの
 - (1) 本人確認書類
(代理人による場合は、委任状と委任者の本人確認書類なども必要です。)
 - (2) ②で送付された「交付通知書」
 - (3) 手数料(1件300円)
- 「交付事実証明書」に記載される事項
 - (1) 交付年月日
 - (2) 交付した証明書の種別及び通数
 - (3) 交付請求者の区別(代理人又は第三者)
 - (4) 交付請求者が登録者の代理人である場合は、その氏名及び住所

※ご注意

証明書を交付した第三者などの個人に関する情報は通知・証明されません(登録者の代理人を除く)。

【お問合せ先】 名古屋市 区役所市民課
名古屋市スポーツ市民局住民課

☎ :

☎ : 972-3114